

島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 1・2 〔略〕 (交付の対象) 3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1)～(9) 〔略〕 <u>(10) 削除</u> <u>(10) 災害時歯科保健医療提供体制整備事業</u> 令和2年4月1日医政発0401第36号厚生労働省医政局長通知「災害時歯科保健医療提供体制整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業 ア. 市町村等が行う災害時歯科保健医療提供体制整備事業 イ. 災害時に避難所等で歯科保健医療を提供することができる医療施設又は関係団体等が行う災害時歯科保健医療提供体制整備事業 (交付額の算定方法) 4. この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。	島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 1・2 〔略〕 (交付の対象) 3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1)～(9) 〔略〕 <u>(10) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</u> <u>平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき、市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</u> <u>(10) 〔新設〕</u> (交付額の算定方法) 4. この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
へき地診療所	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	巡回診療用雪上車	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	巡回診療船	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	歯科巡回診療車	〔略〕	〔略〕		〔略〕
過疎地域等特定診療所	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	歯科医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕		〔略〕
離島等患者宿泊施設	初度設備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
へき地診療所	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	巡回診療用雪上車	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	巡回診療船	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	歯科巡回診療車	〔略〕	〔略〕		〔略〕
過疎地域等特定診療所	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	歯科医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕		〔略〕

	へき地 患者輸 送車 (艇)	患者輸送車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		患者輸送艇	〔略〕	〔略〕		
		患者輸送用雪 上車	〔略〕	〔略〕		
	産科医 療機関 設備	医療機器整備	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	分娩取 扱施設 設備	医療機器整備 費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕
		〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕
	災害時歯 科保健医 療提供体 制整備事 業	医療機器整備 費	一か所あたり 5,000 千円	災害時に、 避難所等に おいて歯科 医療提供又 は口腔ケア 等の歯科保 健活動の実 施に必要な ポータブル ユニット等 の整備に係	定額	一
	離島等 患者宿 泊施設	初度設備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	へき地 患者輸 送車 (艇)	患者輸送車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		患者輸送艇	〔略〕	〔略〕		
		患者輸送用雪 上車	〔略〕	〔略〕		
	産科医 療機関 設備	医療機器整備	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	分娩取 扱施設 設備	医療機器整備 費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	在宅人 工呼吸 器使用 者非常 用電源	簡易自家発電 装置等整備費	1 台あたり 212 千円	停電時に貸 し出せる簡 易自家発電 装置等の購 入費	2 分の 1	一
	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
		〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

			る経費								
5～12. 〔略〕						5～12. 〔略〕					
附則						附則					
〔略〕						〔略〕					
(令和元年8月21日医第745号)						(令和元年8月21日医第745号)					
1. この要綱は、平成31年4月1日から適用する。						1. この要綱は、平成31年4月1日から適用する。					
2. 平成30年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。						2. 平成30年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。					
(令和2年11月16日医第1485号)						〔新設〕					
1. この要綱は、令和2年4月1日から適用する。											
2. 令和元年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。											